

宇都宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準を定める
条例実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は，宇都宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し，必要な事項を定めるものとする。

(解釈及び取扱いの原則)

第2条 条例の解釈及び取扱いについては，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に準じるものとし，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に係る国の解釈通知等が他にも存する場合には，併せてこれらの解釈通知等にも準じるものとする。

制定文（平成25年4月1日告示第161-22号）

この要綱は，平成25年4月1日から施行する。